

○ 山口県漁港管理条例施行規則

昭和三十五年九月一日

山口県規則第七十一号の二

山口県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

山口県漁港管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭四八規則三二・一部改正)

(漁港施設の保全に係る届出等)

第二条 条例第三条第一項の規定による届出をしようとする者は、甲種漁港施設滅失届（別記第一号様式）又は甲種漁港施設損傷届（別記第一号様式）を次の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

漁港	処分庁
徳山漁港	知事
仙崎漁港及び川尻漁港	山口県長門農林水産事務所長
萩漁港、江崎漁港及び見島漁港	山口県萩農林水産事務所長

(平三〇規則五四・全改)

第三条 条例第四条第二項の規定による承認を受けようとする者は、行為制限区域内工事承認申請書（別記第二号様式）又は行為制限区域内作業承認申請書（別記第二号様式）を前条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

(昭四八規則三二・全改、平一二規則七二・平三〇規則五四・一部改正)

第四条 条例第四条第二項ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 水産物加工用又は漁具乾燥用の仮設物を建設しようとするとき。
- 二 漁船、漁具又は水産物の保管のための仮設物を建設しようとするとき。
- 三 船舟の巻揚機を仮設しようとするとき。
- 四 漁港工事のための仮設物を建設しようとするとき。
- 五 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為をしようとするとき。

(昭四八規則三二・一部改正)

(危険物等の荷役の許可の申請)

第五条 条例第七条第二項の規定による許可を受けようとする者は、危険物等荷役許可申請書（別記第三号様式）を第二条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

（昭四八規則三二・全改、平一二規則七二・平三〇規則五四・一部改正）

（危険物等の種類）

第六条 条例第七条第一項に規定する危険物等の種類は、次のとおりとする。

- 一 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）別表に掲げる物
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条に規定する食品又は添加物であつて同法第六条各号に掲げるもの
- 三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一及び別表第二に掲げる物であつて医薬品以外のもの
- 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症又は同条第四項に規定する三類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物

（平一一規則三六・平一六規則四〇・一部改正）

（利用の届出）

第七条 条例第十一条の規定による届出（条例第十五条第一項第一号の規定により指定管理者が受理するものを除く。）をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を第二条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

- 一 各種漁港施設の敷地（護岸、岸壁等を含む。）を利用しようとする場合 別記第四号様式
- 二 船舟を泊地に停泊させ、又は岸壁若しくは物揚場に係留しようとする場合 別記第五号様式

（昭四八規則三二・全改、平一二規則七二・平一七規則一一九・平三〇規則五

四・一部改正）

（占用の許可の申請）

第八条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を第二条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

一 占有が工作物の設置を伴わない場合 別記第六号様式

二 占有が工作物の設置を伴う場合 別記第七号様式

(昭四八規則三二・全改・平一二規則七二・平三〇規則五四・一部改正)

(占有等の協議)

第九条 前条の規定は、条例第十二条第四項の規定による協議について準用する。

(昭四八規則三二・全改・平一二規則七二・平一七規則一一九・一部改正)

(占有の廃止等の届出)

第十条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けた者は、占有の期間が満了し、又は占有の期間内においてその占有を廃止したときは、原状に復するとともに、その満了又は廃止の日から十日以内に甲種漁港施設占有期間満了届（別記第八号様式）又は甲種漁港施設占有廃止届（別記第八号様式）を第二条の表の上欄に掲げる漁港の区分に従い、同表の下欄に掲げる処分庁に提出しなければならない。

(昭四八規則三二・追加、平一二規則七二・平三〇規則五四・一部改正)

(応募の時期及び方法等についての公告)

第十一条 条例第十六条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせようとする甲種漁港施設の概要

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定しようとする期間

四 応募者に必要な資格に関する事項

五 応募の方法及び期間

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平一七規則一一九・全改)

(応募の手続)

第十二条 条例第十六条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 応募に係る甲種漁港施設の名称及び場所

三 甲種漁港施設の管理に係る事業計画

2 条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 甲種漁港施設の管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書又はこれに類する書類

五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一七規則一一九・追加)

(指定の公示)

第十三条 条例第十六条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

四 指定の期間

(平一七規則一一九・追加)

(遵守事項)

第十四条 甲種漁港施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、甲種漁港施設の設置の目的に沿つて、これを利用しなければならない。

一 甲種漁港施設を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が甲種漁港施設の管理のため必要があると認めて定めた事項

(平一七規則一一九・追加)

(その他)

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例第一条に規定する漁港の維持管理について必要な事項は、別に定める。

(平一七規則一一九・追加)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第三二号）

（以下、省略）

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山口県知事 様
〔山口県長門農林水産事務所長〕
〔山口県萩農林水産事務所長〕

届出者 住 所
氏 名

甲 種 漁 港 施 設 滅 失 届
損 傷

次のとおり甲種漁港施設を滅失したので山口県漁港管理条例施行規則第2条の規定に基づき、お届けします。

漁 港 の 名 称	
滅失した施設の名称及び 損傷場所	
滅失の状況	
滅失の原因	
損害見積額又は復旧費見積額	
保全又は復旧のためとつた 応急措置	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山口県知事
〔山口県長門農林水産事務所長〕 様
〔山口県萩農林水産事務所長〕

申請者 住 所
氏 名

行為制限区域内 工 事 承認申請書
作 業

次のとおり行為制限区域内において 工 事 をしたいので、承認されるよう山口県漁港
作 業
管理条例施行規則第3条の規定に基づき、申請します。

漁 港 の 名 称	
工 作 事 業 場 所	
工 作 事 業 目 的	
工 作 事 業 内 容	
工 作 事 業 期 間	年 月 日から 間 年 月 日まで
備 考	

注 1 「工事」とは工作物の新築、改築、増築又は除去をいうものとし、「作業」とは土砂の採取又は土地の掘削をいうものとする。

2 工事のうち工作物の新築、改築又は増築にあつてはその設計書及び図面を、作業にあつては場所を明示した平面図及び実測求積図を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

山口県知事
〔山口県長門農林水産事務所長〕
〔山口県萩農林水産事務所長〕

様

申請者 住 所

氏 名

危険物等荷役許可申請書

次のとおり危険物等の荷役をしたいので許可されるよう山口県漁港管理条例施行規則第5条の規定に基づき、申請します。

船 舟 名		船 舟 の 種 類		総トン数	トン	船籍港		登 録 番 号	
危険物等の種 類及び数量	種類			数量				キログラム	
漁 港 の 名 称									
荷 役 場 所									
荷 役 理 由									
荷 役 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間								
荷役取扱責任 者住所及び氏 名	住 所					氏 名			

注 「荷役理由」の欄には、荷役を必要とする理由を詳細に記載するとともに、当該危険物等を積荷して当該漁港に入港するに至るまでの経過又は当該漁港を出港してその仕向先港に至るまでの予定を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

山口県知事
〔山口県長門農林水産事務所長〕 様
〔山口県萩農林水産事務所長〕

届出者 住 所
氏 名

甲 種 漁 港 施 設 利 用 届

次のとおり甲種漁港施設を利用したいので、山口県漁港管理条例施行規則第7条第1号の規定によりお届けします。

漁 港 の 名 称	
利 用 場 所	
利 用 面 積	
利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日から 間 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

山口県知事

〔山口県長門農林水産事務所長〕
〔山口県萩農林水産事務所長〕

様

届出者 住 所

氏 名

甲 種 漁 港 施 設 利 用 届

次のとおり甲種漁港施設を利用したいので、山口県漁港管理条例施行規則第7条第2号の規定によりお届けします。

船 舟 名		船 舟 の 種 類	漁船・貨物船・客船・そ の他	動力、無 動 力 の 別	動 力 ・ 無 動 力
総トン数	トン	船 籍 港		登 録 番 号	
船主の住所及び 氏名	住 所		氏 名		
漁 港 の 名 称					
利 用 場 所					
利 用 目 的	漁獲物の荷揚・一般貨物の荷役・停泊・給水・給油・その他				
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間				

注 「船舶の種類」、「動力、無動力の別」及び「利用目的」の欄は、該当事項を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

山口県知事
〔山口県長門農林水産事務所長〕
〔山口県萩農林水産事務所長〕

様

申請者 住 所

氏 名

甲種漁港施設占有許可申請書

次のとおり甲種漁港施設を占有したいので許可されるよう山口県漁港管理条例施行規則
第8条の規定に基づき、申請します。

漁 港 の 名 称	
占 用 施 設 の 名 称	
占 用 場 所	
占 用 面 積	
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
備 考	

添付書類

占有の場所を明示した平面図及びその占有の区域の実測求積図

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

山口県知事
〔山口県長門農林水産事務所長〕 様
〔山口県萩農林水産事務所長〕

申請者 住 所
氏 名

甲種漁港施設占有許可申請書

次のとおり甲種漁港施設を占有したいので許可されるよう山口県漁港管理条例施行規則
第8条の規定に基づき、申請します。

漁 港 の 名 称	
占 用 施 設 の 名 称	
占 用 場 所	
占 用 面 積	
工 作 物 の 名 称 及 び 占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
工 事 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
備 考	

添付書類

占有の場所を明示した平面図及びその占有の区域の実測求積図並びに工作物の設計書
及び図面

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第8号様式(第10条関係)

年 月 日

山口県知事
〔山口県長門農林水産事務所長〕
〔山口県萩農林水産事務所長〕

様

届出者 住 所

氏 名

甲種漁港施設占有期間満了届
廃止

次のとおり占有期間が満了したので、山口県漁港管理条例施行規則第9条の規定に
占 用 を 廃 止
基づき、お届けします。

漁 港 の 名 称	
占 用 施 設 の 名 称	
占 用 場 所	
占 用 面 積	
占 用 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
占有許可の年月日及び 番 号	年 月 日 指令第 号
占有期間の満了 年月日 占 用 廃 止	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。